

<提案書評価基準>福祉型学齢後期障害児支援事業

No.	項目	評価内容	評価の着眼点	該当項目	上限配点	採点 不適切→やや不適切→普通→概ね適切→適切					採点(a)	係数(b)	採点結果(a)×(b)	委員コメント欄
						1	2	3	4	5				
1	1 法人の概要	法人の理念、活動実績はどうか。	・法人の理念及び活動実績は、本事業を行う上で適切か。 (応募書類やヒアリングだけでなく、定款・組織図・役員名簿・パンフ等の既存資料からも確認) ・法人全体の財務状態に大きな不安要素がある場合：1点	(1) 添付資料	20	1	2	3	4	5		4	0	
	2 監査結果等	監査が実施されている場合、その結果は良好か(該当がなければ、採点は3点)	過去3年以内の監査で要改善事項なし(軽微な指摘事項を除く)：5点/過去3年以内の監査で要改善事項があったが、現在は改善されている。または過去3年以内に法人の責によらず監査を受けていない：3点/過去3年以内の監査で、同内容の要改善事項が継続的にあり現在も改善されていない。または過去3年以内の監査に重大な要改善事項があり現在も改善されていない。または要実施の監査を過去3年以内に受けていない。：1点	市資料等	10	1		3		5		2	0	
	3 ワーク・ライフ・バランスに関する取組	ワーク・ライフ・バランスに向けた取り組みは適切か。【※2】	次世代育成支援対策推進法に定める一般事業主行動計画(以下「行動計画」)の策定があり、他の取組みも非常に優れている：5点/行動計画の策定があり、他の取組みも優れている：4点/行動計画の策定がある、または行動計画の策定はないが他の取組みを進めている：3点/行動計画が策定されていない、他の取組みもほとんどない：2点/取組みが全くない：1点	(1)	5	1	2	3	4	5		1	0	
	4 障害者雇用に関する取組	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成状況及びその他の取組みはどうか。【※3】	法定雇用率を達成し、他の取組みも非常に優れている：5点/法定雇用率を達成し、他の取組みも優れている：4点/法定雇用率を達成、または法定雇用率は未達成だが法定雇用人数は達成：3点/法定雇用人数が未達成で、他の取組みもほとんどない：2点/取組みが全くない：1点	(1)	5	1	2	3	4	5		1	0	
2	1 本事業関連の考え等	学齢後期障害児の現状、課題認識及び本事業に関する考え方は適切か。	・本事業を取り巻く状況を俯瞰して適切に捉えているか。 ・その中での本事業の捉え方は適切か。 ・応募の動機には具体性があるか。 ・制度運営に対する熱意はあるか。	(2)	15	1	2	3	4	5		3	0	
	2 本事業関連の関係機関連携等	本事業を行う上での関係機関との連携等(役割分担・連携・技術支援)は適切か。	・幅広い連携先があるか(教育・青少年等相談機関、前後の機関(療育センター・大人の相談支援機関)、必要に応じて医療機関、等) ・連携は、具体的に踏み込んだものとなっているか。	(3)	20	1	2	3	4	5		4	0	
	3 事業計画について(5年間)	5年間(令和6~10年度)に取組む事業計画は、適切で具体的か。相談と診療の役割分担・連携はどうか。 ・利用者へのアプローチ ・支援計画 ・支援人数・件数 ・PDCA	5年間に実施できると考えられる取組みを評価する。 評価の着眼点 利用者へのアプローチ 利用者への広報は適切か 関係機関への広報・働きかけは適切か 診療・診察を受けるための体制・連携は適切か 関係機関との役割分担・連携は適切か 利用者満足度はどうか 個別支援以外の取組みは適切か(グループ支援・保護者勉強会等) アウトリーチへの取組みは適切か(他機関への支援) 支援の量はどうか(人数・件数・頻度・一回あたり時間等) 必要な時期に支援が行えているか(待機状況) PDCA PDCAは適切か	(4)	30	1	2	3	4	5		6	0	
3	1 業務実施体制	業務実施体制は適切で、必要な人員が確保できる見込みか。	・想定している人員体制は適切か(要件を満たしていなければ1点)。 ・想定している職員の知識や経験は十分か。 ・想定している役割分担や責任体制は適切か。 ・人員確保見込みの実現性はどうか。	(7)	25	1	2	3	4	5		5	0	
	2 人材確保・育成	人材確保・育成の考え方は適切か。	・人材確保に関する考え方、取組みは適切か。 ・職員育成方針は、法人設立の目的・理念を反映したものになっているか。 ・職員育成方針を職員に浸透させるための計画・取組みは十分か。	(7)	10	1	2	3	4	5		2	0	
	3 コンプライアンスの遵守等	コンプライアンスの遵守や人権・権利擁護等に関する研修等の取組状況はどうか。	・個人情報保護の考え方、研修は適切か。 ・人権・権利擁護に関する考え方、研修は適切か。 ・その他、コンプライアンスの遵守に関する考え方、取組みは適切か。	(7)	10	1	2	3	4	5		2	0	
	4 バックアップ体制	法人としてのバックアップ体制はどうか。	・バックアップ体制は適切か	(7)	10	1	2	3	4	5		2	0	
4	1 事業実施場所の立地	事業実施場所の立地場所及び利便性はどうか。	・立地の利便性はどうか(市内における配置、公共交通機関からのアクセス、分かりやすい案内) ・現在の利用者の継続性への配慮はどうか。 ・事業実施場所の確保見込みの実現性はどうか。	(8)	20	1	2	3	4	5		4	0	
	2 来所者対応スペース	来所者対応スペースは限られたスペースを効果的に使うものとなっているか。	・来所者対応スペースの広さは適切か。 ・プライバシーへの配慮は適切か。 ・その他工夫はどうか。	(8)	10	1	2	3	4	5		2	0	
	3 事務スペース	事務スペース(机・棚等)は限られたスペースを効果的に使うものとなっているか。	・事務スペースの広さは適切か。 ・収納スペースの確保は適切か。 ・その他工夫はどうか。	(8)	10	1	2	3	4	5		2	0	
5	1 本事業関連の取組実績について	本事業に関連した事業の実績がある場合、その実績は良好か。(実績がなければ、本項目採点なし)	・事業実績は全般的にどうか。	(5)	-5~10	不良 -5	普通 0	良好 5	優秀 10		1	0		
合計					200	(さらに、5の実績があれば、-5~+10を加減点)						0		

【※1】採点において、「1~4」の項目において1点の項目が一つでもあれば、原則として選定しません。また、採点結果合計の最低基準は配点合計の60%とし、最低基準に満たない場合は、原則として選定しません。

【※2】ワーク・ライフ・バランス推進の関連法令である女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法に基づく行動計画の策定や認定の取得の他、横浜市制度「よこはまグッドバランス賞」の認定取得を行っているか、等の視点も入れて評価する。

【※3】障害者雇用促進法に基づく法定雇用率を達成しているか及びその他の取組みを評価する。(法定雇用率：従業員45.5人以上の場合は障害者を2.2%以上雇用、従業員45.5人未満の場合は障害者を1人以上雇用)